

環境クリーンセンター  
し尿希釈設備放流水質測定業務

仕 様 書

平成27年度

## 【業務概要】

本業務は、環境クリーンセンターし尿希釈設備より排出される下水道放流水の測定を行うものである。

## 【一般事項】

- 1 本業務は、仕様書及び関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に施工する。
- 2 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
- 3 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- 4 施工写真は、黒板等を使用し施工状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- 5 提出書類（原則としてA4判とする。）
  - ① 報告書 ( 2 部 )
  - ② 施工写真 ( 1 部 )
  - ③ 作業週報又は月報 ( 1 部 )
  - ④ その他担当職員の指示による必要書類
- 6 その他
  - ① 関係法令の遵守  
本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。  
業務内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受託者負担により代行するものとする。
  - ② 労務災害の防止  
施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。
  - ③ 本業務施工中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。

## 【特記事項】

### 1. 水質測定

#### ① 測定場所及び測定回数

測定場所	測定項目	測定回数	備考
し尿希釈設備（出口）	(1)水素イオン濃度 (2)生物化学的酸素要求量 (3)化学的酸素要求量 (4)浮遊物質 (5)窒素含有量 (6)リン含有量 (7)ノルマルヘキサン抽出物質含有量	年12回 (毎月1回)	採水は、原則として 午後1回とする。
測定方法	上記(1)～(2)及び (4)～(7)の項目	下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に定める方法	
	化学的酸素要求量	J I S K 0 1 0 2 . 1 7	

### 2. 報告書

(1) 報告書の様式等は、本市の指示に従い作成すること。

報告書は試料分析後、計量証明書を（電子メール、FAX等）で直ちに報告すること。

報告書は、原則として1ヶ月以内に市に提出するものとする。

(2) 年間報告書として、各測定項目ごとの一覧表を提出すること。

(3) その他、担当職員の指示による内容。

・公害防止等資料作成の助勢、報告書の点検・整理作業の助勢など

### 3. その他

(1) 測定は、本仕様書に示した各測定方法及び関係法令等を遵守し、実施すること。ただし、関係法令等の改訂により変更のあった場合には、改訂後の方法で実施すること。

この場合の経費は、受託者負担とする。

(2) 定量下限値については、施工前に担当職員と協議し、承認を得ること。

(3) 試料採取時には、担当職員の指示により行うこと。

(4) 報告書のデータに疑義があると市が判断した場合は、再度測定の業務を行う。ただし、この場合の経費は、受託者負担とする。